

第 4 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成 18 年度から第 3 次にわたり、「自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立に向けた支援施策を進めてきました。ひとり親家庭等を取り巻く環境が依然として厳しい状況をふまえ、現行計画が令和 2 年度をもって終期を迎えることから、同計画を引き継ぐ計画として、第 4 次計画の策定に取り組むものです。

2. 内容

国は令和元年に改正した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を改正し、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援、生活支援を掲げています。さらに、離婚を原因とするひとり親家庭に対する養育費確保に向けた取組推進の広がりなど、それぞれの状況に応じたきめ細やかで総合的な支援が求められていることから、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえて、策定するものです。

策定にあたっては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮問し、ご審議をいただきます。また、「枚方市総合計画」「枚方市地域福祉計画」はじめ、市の関連する計画との整合性を図ります。

3. ニーズ把握について

【ひとり親家庭のみなさんへのアンケート調査】:資料 2-1、資料 2-2 のとおり

- ・本市在住の児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成対象者 2,300 世帯(無作為抽出)
- ・枚方市母子寡婦福祉会の協力により寡婦 200 世帯

【関係機関、団体等からの意見聴取】

- ・日常的な相談や支援を行う中での課題や効果的な支援のあり方について、関係機関や団体等からご意見をいただきます。

4. 計画期間

令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度 5年間